

川崎天然ガス発電所

環境影響評価準備書についての意見の 概要等について

平成 17 年 4 月

川崎天然ガス発電株式会社

-

第1章 環境影響評価準備書の公告・縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告・縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成17年2月8日（火）

(2) 公告の方法

平成17年2月8日（火）付の次の日刊新聞紙に「お知らせ（公告）」を掲載した。

（別紙－1）

- ・ 神奈川新聞 （朝刊 23面 社会面）
- ・ 東京新聞 （朝刊 10面 暮らし面）
- ・ 朝日新聞 （朝刊 39面 社会面）
- ・ 読売新聞 （朝刊 34面 地域面）
- ・ 毎日新聞 （朝刊 27面 社会面）
- ・ 産経新聞 （朝刊 10面 経済面）
- ・ 日本経済新聞 （朝刊 39面 首都圏経済面）

(3) 縦覧期間

平成17年2月8日（火）から平成17年3月7日（月）まで

なお、縦覧期間終了後も3月24日（木）まで閲覧を実施。

(4) 縦覧場所及び縦覧者数

① 縦覧場所：40箇所

神奈川県環境農政部環境計画課
川崎市環境局環境評価室
川崎市川崎区役所大師支所
川崎市幸区役所
神奈川県川崎県民センター
横浜市環境保全局調整部環境影響審査課
横浜市神奈川区役所
横浜市中区役所
東京都環境局都市地球環境部環境影響評価課
大田区特別出張所（18箇所）
品川区大井第一地域センター
川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所

神奈川県かながわ県民センター
川崎市川崎区役所
川崎市川崎区役所田島支所
川崎市幸区役所日吉出張所
川崎市中区役所
横浜市鶴見区役所
横浜市西区役所
横浜市港北区役所
大田区まちづくり推進部環境保全課
品川区環境清掃事業部環境課
品川区八潮地域センター

② 縦覧者数：28名（縦覧者名簿記載者数）

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙-1)

開催日時	開催場所	来場者数
平成17年2月15日(火) 18:30～20:30	鶴見会館 (神奈川県横浜市鶴見区)	74名
平成17年2月16日(水) 18:30～20:30	川崎市産業振興会館 (神奈川県川崎市幸区)	78名
平成17年2月19日(土) 18:30～20:30	サンピアン川崎 (神奈川県川崎市川崎区)	43名
平成17年2月20日(日) 13:30～15:30	パシフィコ横浜 (神奈川県横浜市西区)	41名
平成17年2月28日(月) 18:30～20:30	嶺町集会室 (東京都大田区)	51名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成17年2月8日(火)から平成17年3月24日(木)まで
(縦覧期間及びその後の2週間)

(2) 意見書の提出方法

川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所へ書面で提出
(別紙-2、3)

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、2通(意見数:22件)であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要及び当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見書は、2通（意見数：22件）であった。

「環境影響評価法」第19条に基づく、環境影響評価準備書についての意見の概要及び当社の見解は、別紙－4のとおりである。

日刊新聞紙に掲載した公告内容

○平成17年2月8日(火)掲載

神奈川新聞、東京新聞、朝日新聞、讀売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本經濟新聞

お知らせ

環境影響評価法に基づき、川崎天然ガス発電所に係る「環境影響
評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十七年 月 日

川崎天然ガス発電株式会社
代表取締役社長 河野 文彦

【事業者の氏名及び住所】

名称 川崎天然ガス発電株式会社
代表者 代表取締役社長 河野文彦
住 所 東京都港区西新橋二丁目三番十二号

【烟草事業の名称、種類及び規模】

名稱	川崎天然ガス発電所
種類	ガスタービン及び水力
規模	八十四万七千四百キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】

神奈川県川崎市川崎区扇町十二
新日本石油株式会社川崎事業所内

【股安地獄の罠】

神奈川県川崎市川崎区／幸区／中原区／
神奈川県横浜市鶴見区／神奈川区／西区／中区／港北区
東京都大田区／品川区

【附註】

圖說覽場所

神奈川県環境政策部環境計画課(横浜市・中区日本大通)／
 神奈川県公害対策課(横浜市・神奈川区磯崎町)／
 一〇／神奈川県環境政策部環境計画課(川崎市・中區宮本町)／
 埼玉県所管(川崎市・川崎区奥田町)／大田区役所(川崎市・川崎区
 東門町)／一一／田嶋支所(川崎市・川崎区磯崎町)／一二／
 〇／幸区役所(川崎市・幸区宮本町)／一二／〇／白雲通所(川
 崎市・幸区池田町)／一二／〇／神奈川県川崎県民センター(川
 崎市・幸区瀬川町五丁目)／〇／中原区役所(川崎市・中原区小杉町三
 丁目)／一四／横浜市環境政策局環境政策部環境政策課(横浜市・
 中原区河内)／〇／鶴見区役所(横浜市・鶴見区鶴見中央三丁目)／
 一〇／荏原川区役所(横浜市・荏原区荏原二丁目)／〇／阿
 区役所(横浜市・阿区荏原二丁目)／〇／中原区役所(横浜市・中区
 日本大通)／一五／港北区役所(横浜市・港北区大倉町三丁目)／
 〇／東京都環境局都市地球環境政策部環境政策課(新宿区役所新
 宿区役所一階)／二六／中央区庁大ホール／二六／六区まちづくり推進
 部環境政策課(品川区蒲田五丁目三番三番)／二六／品川区特別出
 所／品川区環境清潔事業部環境課(品川区荏原二丁目三番)／
 〇／大井町地域センター(品川区蒲田五丁目三番)／〇／八幡町地

川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所(川崎市川崎区小川町六丁目東)川崎ビル内

■ 從 龍 殿 廟

平成十七年二月八日(火)から平成十七年三月七日(月)まで。
 (十福日・日曜日・祝祭日は除く)。ただし、川崎天然ガス発電株式
 会社川崎事務所については、日曜日・祝祭日は除く。)なお、経営
 期間終了後、二五、四四(五)まで間歇を設け、
 開港場事務所、航務等時間とします。

■意見書の提出

「環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からの意見を
お持ちの方は、事業意見に書面にて意見書をお寄せください。

■ 意見書の記載事項

イ、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ロ、提出の対象である世帯世帯の名称

ハ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

期限の満了意見書

平成十七年三月 西日(木)まで(提出最終日消印有効)

意見書の提出先

住所 〒210-0023 神奈川県川崎市川崎区小川町六一
東京より川崎へ六階

川崎天然ガス発電株式会社 川崎事務所

環境影響評價法に基づき、川崎天然ガス発電所環境影響評価推

【我田舎の聖地たる田舎及び農所】

平成十七年 五月十五日(火)午後六時三十分～午後八時三十分

Z 九二五三可一(日)(水)下後六時三十分上後八時三十分

日曆十七年二月廿二日(庚)年復之臨三十分年復月臨三十分

川師市區外租房全金(才列川師市海區場川師市區外租房全金)

平陽十七年二月廿六日(壬)午復/銀三十分、午復/銀三十分

[illegible]

平成年十七年二月五日(日)午後三時十分(午後三時一分)

五、按一二三頁二（目）下條，持三十分，下條，持三十分

丁巳年正月十五日庚子日庚子時三刻

感即并金重。京籍方田區田區圖才不與十一。

お知らせのお願い
1. 特別価格

川崎事務所 電話：044(211)7136(代表)

意見書の提出及び記載について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 18 条の規定に基づき、「川崎天然ガス発電所」に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を「川崎天然ガス発電株式会社」に提出しようとする方は、次の事項に基づき意見書を提出してください。

1 意見書の提出資格

意見書は、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見のある方などなたでも提出することができます。

2 意見書の記載方法

(1) 次の事項を記載してください。

- ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見
- ※ウについては日本語により、意見の理由を含めて記載してください

(2) 環境影響評価準備書の縦覧場所に備えつけの意見書の用紙をお使い下さい。（なお、様式は特定致しませんので、必要事項をご記入の上、他の用紙にご記入いただいても結構です。）

3 記載事項について

(1) 意見書は、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を、なるべく項目ごとに整理して具体的に記載してください。

(2) 記載しきれない場合は、意見書右上の（No. ）にページをふり、再度、住所、氏名等を記入してお使いください。なお、提出される際には用紙が離れてしまわないようにホチキス等で止めてください。

※（参考）環境影響評価準備書に記載されている主な項目は以下のとおりです。

- ①大気環境（大気質、騒音、振動、その他）
- ②水環境（水質）
- ③動物（重要な種及び注目すべき生息地、但し、海域に生息するものを除く）
- ④植物（重要な種及び重要な群落、但し、海域に生育するものを除く）
- ⑤景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）
- ⑥人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）
- ⑦廃棄物等（産業廃棄物、残土）
- ⑧温室効果ガス等（二酸化炭素）

4 提出方法

以下の宛先へご郵送ください。

（宛先）〒210-0023 神奈川県川崎市川崎区小川町 6-1 東京ガス川崎ビル 6F

川崎天然ガス発電株式会社 川崎事務所 電話番号 044-211-7136

5 提出期限

平成 17 年 3 月 24 日（木）提出最終日消印有効

6 問合せ先

意見書の提出について何かご不明な点がございましたら、川崎天然ガス発電株式会社 川崎事務所（電話番号 044-211-7136）へお問い合わせください。（平日の午前 9 時から午後 5 時までにお願ひします）

以 上

意見書

(No.)
平成 17 年 月 日

川崎天然ガス発電株式会社 行

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 18 条の規定により、次のとおり意見を提出します。

対象事業の名称	川崎天然ガス発電所
準備書の名称	川崎天然ガス発電所環境影響評価準備書
上記環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見	
【意見】	

住 所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 都道 府県 市区 町村
(ふりがな) 氏 名 (法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)	

(備考)

- 意見は、住所、氏名等を必ず記入の上、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を、なるべく項目ごとに整理して具体的に記載してください。なお、記載しきれない場合は、この用紙右上のナンバー欄（No. ）にページをふり、再度、住所、氏名等を記入してお使いください。
- 宛 先 〒210-0023 神奈川県川崎市川崎区小川町 6-1 東京ガス川崎ビル 6F
川崎天然ガス発電株式会社 川崎事務所 電話番号 044-211-7136
- 提出期限 平成 17 年 3 月 24 日（木）提出最終日消印有効

川崎天然ガス発電所 環境影響評価準備書についての意見の概要及び当社の見解

1. 事業計画

意見の概要	当社の見解
(1) 発電効率の高いコンバインドサイクル方式を採用するとのことであるが、一体何%なのか。東京電力川崎1号系列では高位発熱量換算で約53%のようである。これと同等か、これを上回ることを目指すべきである。	当社が採用するコンバインドサイクル発電システムの発電効率は約50%です。 供用時におきましても最新技術の開発動向について調査を行ない、その適用について検討していく等、発電効率の維持及び改善に努めます。
(2) 緑被率が23.4%と川崎市の指針値25%を満たしていないのはどうしたことか。市の条例についても、厳守すべきだ。	動物に係る現地調査を実施した際、神奈川県レッドデータ生物調査報告書に減少種Gとして指定されているコチドリの営巣が確認され、この営巣場所は工事に伴い消失してしまうことから、緑化計画の一部として本種の営巣場所を復元するための保全対策を講じることとしました。 本種は砂礫地に営巣することから当初計画していた緑地の一部の1,000㎡（確認された場所の面積と同等）を砂礫地に変更したことにより、緑被率は23.4%となり、地区別環境保全水準に基づく緑被率の25%はわずかに下回ることになりますが、「川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例」の環境施設面積の敷地面積に対する割合（20%以上）は満足しております。 樹木植栽本数は緑被率25%相当を確保する計画であり、現況を大きく上回る本数となっております。

意見の概要	当社の見解
(3) 現在日本は京都議定書が発行し、厳しい炭酸ガスの排出削減が義務付けられている。環境影響評価準備書にはこの点に全く触れられていない。電気事業法が改正されて、従来の電力会社以外も発電事業が可能になったからといっても、温暖化をはじめ地球環境問題を考えて行動しなければならなかった時代には、その必要性についてまったく検討がなされていないのは問題である。エネルギー需要予測を行ってその必要性を示すべきである。	当社は、天然ガスを燃料としたコンバインドサイクル発電方式の火力発電所を建設・運営するため、実行可能な範囲内で環境影響を回避または低減を図っていると考えております。 天然ガスコンバインドサイクル発電は、政府が定めた「地球温暖化対策推進大綱」の「エネルギー供給面の二酸化炭素削減対策の推進」に係る「燃料転換等」に整合するものと考えております。 また、電力需要の推移につきましては、一般電気事業者及び卸電気事業者の情報を基に経済産業省が発表した平成17年度電力供給計画の概要によりますと、今後10年間における最大需要電力の年平均伸び率は1.1%と見込まれております。
(4) 電気事業連合会の資料によると、東京電力の使用電力量の増加率は年々減少し、2001年（平成13）年度～03（平成15）年度の3ヵ年平均ではマイナス0.6%となっている。これからの社会は、化石燃料の消費によるエネルギー開発ではなく、もっと自然エネルギーを主体にしたものにしていかなければならない。これは炭酸ガス削減、温暖化防止のためにも必要なことである。さらに、川崎市の南部は大気汚染防止法やNOx・PM法の対象地域であり、過去に甚大な公害地帯であっただけでなく、今もなお市民の健康被害が続いている地域である。これ以上公害等を生む発電所は不要と考えるが、「対象事業の目的」を見ると企業の都合のみで計画したとしか思えない。最近の企業はどれも多様な業種を目指している。どうしても川崎臨海部に立地するのなら、無公害の事業にすべきである。	当発電所は、硫黄酸化物やばいじんの発生がない天然ガスを燃料に使用するとともに、窒素酸化物の排出量を低減するため、低NOx燃焼器の採用および乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置の設置等の環境保全対策を講じる計画であり、供用時におきましても、環境改善効果のある運転や維持管理方法を見出すよう努めて行くとともに、最新技術の開発動向について調査を行ない、その適用について検討していくなど、設備改善に努めます。
(5) 現在の発電所の潜在発電能力は平均の消費電力に比べて大きい。これは夏季の猛暑時期にクーラーの使用によるピーク電力をまかなうためなどに、過大な発電能力を持つ発電所を準備しなければならない事情がある。温暖化問題でエネルギーの消費を節約しなければならない時代には、電力消費が増加した場合、消費電力量をリアル・タイムでテレビを通じて全ての消費者に伝えることが出来るシステムをつくり、不急の電力の消費をカットするようによびかけ、ピークを乗りきるシステムを作るように、電力会社に要求することが必要である。	本意見につきましては、電力全体を通じた省エネルギー対策等への取り組みに対する一つの提案と考えます。 従いまして、ご意見頂いたことにつきましては、当社としてもきちんと捉えて行きたいと考えますが、具体的回答は控えさせていただきます。

2. 大 気

意見の概要	当社の見解
(1) 現在行政が行っている大気汚染の測定は、計量法による検定がなされていない大気汚染測定器を用いて行われており、信頼性に欠けている。また影響を受ける地域内にある測定局のデータの一部しか使っていない。我々が、WHOとUNEPが推奨するNO₂簡易測定法を用いて神奈川県下の17の測定局で1年間比較測定した結果によると、測定値の約半数が許容誤差を超えており、正常値より低い値が多かった。従ってそれを用いた環境影響評価は正しいとはいえない。また現在の行政の測定体制では測定場所が限られている。以上のことから、この評価をやり直す必要がある。国連のWHOとUNEPが推奨しているNO₂簡易測定法を用いると、安い費用でこれを行うことができる。半径20km以内の範囲の地域で250m四方に1箇所の割合（約3,000箇所）でサンプラーを配置して詳しい調査を行って再検討すべきである。これまでの経験から測定に当たっては技術的な支援を行います。	大気質の予測地域は、発電所計画地から半径20kmの範囲とし、予測地点は、その範囲内で神奈川県、東京都、千葉県、川崎市、横浜市、国が測定を実施している一般環境大気測定局を対象としました。 これらの測定局のデータは何年にも渡り公表されてきており、データに関する信頼性が高いと考えられることから、これらのデータを利用した影響評価に問題はないと考えます。
(2) 気象調査は、現地で実施しなければ環境影響評価となりえない。計画地において、地上調査は実施しているが、上層及び高層調査は大黒町のもので計画地のものではない。以前、千鳥町で産業廃棄物中間処理施設が建設される時、夏と冬だけであったが1,500mの高さまでの気象調査を実施したことがある。	発電所計画地は東京国際空港の管制圏内に位置しており、当該計画地からの高層気象観測機器の放球については、航空機への運行に支障を来すおそれがあったことから、発電所計画地付近の高層気象を代表する地点として大黒ふ頭海づり公園において高層気象観測を実施しました。 なお、観測時期につきましては四季において1,500mの高さまで実施しております。

意見の概要	当社の見解
(3) 大気の年平均値及び日平均値の予測の時、使用した有効煙突高さ、風速を教えてください。 ダウンウォッシュ時や逆転層時のデータは載っている。	1) 二酸化窒素の年平均値予測では、1年間の地上気象観測の毎時の実測データを基に、1時間ごとの煙突高さにおける風速及び有効煙突高さを算出して用いています。 ① 地上風速を8風速階級に区分し、各風速階級ごとに代表風速を算出する。 ② その代表風速を、煙突高さの風速補正式により、煙突実高さの風速に補正する。 ③ 煙突実高さの風速及び各煙源の稼働状況を有効煙突高さの計算式に代入して、有効煙突高さを算出する。 有効煙突高さの計算にあたっては、各煙源の稼働状況、大気安定度、月平均気温等が関係するため、これら諸条件ごとに変化します。 例として、地上気象観測における風速が4.5m/s、地上の大気安定度がD（昼）の場合、煙突実高さにおける風速は6.2m/sとなります。また、この風速で、1号機が定格運転、月平均気温14.9℃（4月）の時の有効煙突高さは260mとなります。 2) 二酸化窒素の日平均値予測は、1年間の地上気象観測の毎時の実測データを基に、1時間ごとの煙突高さにおける風速及び有効煙突高さを算出して用いています。 ① 1時間ごとの地上の風速を、煙突高さの風速補正式により、煙突実高さの風速に補正する。 ② 煙突実高さの風速及び各煙源の稼働状況を有効煙突高さの計算式に代入して有効煙突高さを算出する。 有効煙突高さの計算にあたっては、各煙源の稼働状況、大気安定度、月平均気温等が関係するため、これら諸条件ごとに変化します。

意見の概要	当社の見解
(4) 大気予測に当たり、国の指針にある「風洞実験」を行って、計算値の妥当性を判断すべきだが、何故やらないのか。東亜石油エネルギー供給施設の建設の時も、日本石油根岸製油所発電設備の建設でも、風洞実験を行っている。	環境影響評価法施行後に発行された「発電所に係る環境影響評価の手引」（資源エネルギー庁編、平成11年）において、大気予測は大気の拡散式に基づく理論計算としており、地形影響については風洞実験等の予測手法の併用についての判断基準が示されています。 これに基づいて検討を行った結果、本件の対象事業実施区域の周辺20kmの範囲内はほぼ平坦であることから、風洞実験による地形影響の把握は必要ないと考えました。
(5) 大気予測地点は、川崎市内すべての測定局をとっていると思うので、その結果についても公表すべきである。	大気質の予測地域範囲は、行政区単位での設定ではなく、発電所計画地からの距離（半径20km）で設定しており、この範囲内において神奈川県、東京都、千葉県、川崎市、横浜市、国が測定を実施している一般環境大気測定局を予測地点としております。
(6) 今回の発電所の建設によって大気汚染の影響を受ける地域の中には、現在二酸化窒素の環境基準を満足していない地域がある。現在環境基準を超えている地域がある場合は、それを悪化させる計画は中止すべきである。もし計画を進める場合は、環境基準をクリアしてから行うべきである。環境の悪化の割合が小さいからといって許可すれば、際限がなくなり環境基準を設けている意味がなくなる。	当社が事業を実施するに当たり、環境基準が達成されていない地域があることを認識し、二酸化窒素の排出抑制対策として、天然ガスを燃料としたコンバインドサイクル発電方式の採用、低NOx燃焼器の採用、乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置の採用を計画しております。 これらの対策を基に二酸化窒素に係る年平均値予測を実施した結果、一般環境大気測定局34局中5局において環境基準の年平均相当値を超えているものの、発電所の将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.1%以下であることから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと考えております。
(7) 寄与濃度や寄与率をもとに評価することは、環境基準及び環境目標値が達成されている地域であるなら、ある程度理解できるが、そうでない地域で企業が次々といくつもの事業を進めると、公害はいつになっても根絶できない。他の企業と、排出量削減の取引でも行わない限り、寄与濃度や寄与率をもとに評価することは止めるべきである。	環境基準が達成されていない地域があることを認識した上で予測・評価を実施しております。 大気質の予測においては、当発電所の影響を定量化するため、従来から発電所に係る環境影響評価において用いられている、寄与濃度及び寄与率による評価方法としました。

意見の概要	当社の見解
(8) 説明会で、NOxの排出量は年間約300トンとのことであるが、新日本石油に合併する以前の三菱石油の時代の約150トンと比べ2倍も多く排出することになる。三菱石油も日本石油化学も、川崎公害訴訟の被告企業であったが、1996年12月25日の和解にあたって、原告患者や市民に謝罪し「環境対策には、より一層努力する所存でございます」と公害・環境対策の強化を約束した。日本石油化学のNOx排出量も、目に見えるほど減ってはいない。あの時の約束を反故にしてはならない。川崎天然ガス発電株式会社の、資本の過半数は新日本石油株式会社にあり、その責任は大きいと考える。	川崎市における公害の歴史を認識し、新規事業者として可能な限りの環境保全対策を講じ、環境影響評価法および電気事業法に基づく環境影響評価を行い、建設計画へ反映していく考えです。 当発電所を建設するにあたり、発電燃料には天然ガスを使用することはもとより、排出源対策として低NOx燃焼器の採用、乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置（脱硝率約90%）の採用により窒素酸化物の排出抑制対策を講じる計画です。 また、運転開始後は、適正な運転管理・設備の維持管理を確実にし、排出の低減に努めて行くとともに、運転開始以降も最新技術の開発動向について調査を行ない、その適用について検討していくなど、設備改善に努めます。
(9) 予測計算は、2本の煙突別々に計算し重合したそうであるが、集合煙突として計算した場合も予測し、いずれか影響が少ない方を選択することも代替案の検討としてあっても良いのではないか。	煙突については、当初から省スペース化の図れる煙突一体型の排熱回収ボイラを採用する計画として、環境影響評価の手続きを進めてきました。 このように、発電設備1基ごとに煙突を1本設置する計画であることから、2本の煙突からの影響を別々に計算し重合する手法で大気質の予測評価を行ないました。
(10) 方法書と準備書を比べると、煙突の高さが59mから102mとなり、出口速度が約22m/sから32.2m/sに変わった。これでは、古い公害対策である「高煙突拡散」方式の復活とならないか。排煙脱硝装置を設置するにしても、汚染物質をさらに遠距離に移送することになる。	当発電所では窒素酸化物抑制対策として、低NOx燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置（脱硝率約90%）の設置を計画しております。 環境影響評価方法書段階における行政当局からのご意見等を踏まえ、大気環境への影響を低減するため、煙突高さの設定に際しては建物ダウンウォッシュを回避することを前提に、影響建物の高さの2.5倍以上を確保することとし102.1mへ変更しました。また、煙突出口ガス速度の設定に際しては煙突ダウンウォッシュを低減することを前提に、32.2m/sへ変更しました。

意見の概要	当社の見解
(11) 川崎市（区）内の小・中学校のぜんそく患者は全国より高いが、それでもNO₂等の影響がないことを保証できるのか。	川崎市では現在も多くの小児ぜん息患者の方々がおられることを認識しております。 現状、川崎市において二酸化窒素の環境基準が達成されていない地域もありますが、国や自治体が環境基準の確保のために施策を講じており、その効果として環境基準の達成状況は改善されてくるものと考えています。 本事業では、立地環境特性を踏まえ計画を進めており、燃料として天然ガスを使用し、さらに低NO_x燃焼器の採用、脱硝装置の設置などNO_x低減のための設備対策を実施します。 このような対策を基にして、環境影響評価を行ない、準備書を作成しました。 当社は今後も皆様のご意見を頂きながら、できる限り環境影響を低減する努力を行っていく考えです。

3. 冷却塔白煙

意見の概要	当社の見解
(1) 冷却塔からの白煙が、高速湾岸線及び京浜運河方面に到達する割合は、それぞれ0.86%、1.29%で、その影響は小さいとしているが、自動車や船舶への影響があるはずである。必要な対策を明示すべきだ。	冷却塔の白煙発生の有無、白煙の大きさ、高さ、方向等については、気象予報の気温・湿度・風向・風速から予め予想します。 白煙が周辺環境に影響（視程障害）を及ぼす可能性がある対象は、予測の結果から、発電所から見て南側の高速湾岸線と京浜運河と考えられます。 白煙による影響が予想される時には、湿式運転の場合は予め乾湿運転へ切り替え、監視カメラによる監視を強化します。白煙が対象事業実施区域の外に出た場合には、運転員による現場確認を行ないます。監視カメラおよび現場確認で、高速湾岸線に白煙が到達するような状況になると判断した時には、冷却塔の負荷抑制を行ない、白煙の発生量を抑制する計画です。

4. 温室効果ガス等

意見の概要	当社の見解
(1) 本年2月16日に京都議定書が発行し、日本は2012年までに京都議定書に定められた厳しい炭酸ガス削減目標、(1990年の－6%、現時点の－14%)を達成しなければならない。持続可能な循環型社会を構築していくためには、ナチュラルステップの考え方に基づいて、CO₂の排出を増加させる計画は、計画段階で中止することが求められている。この新しい発電所の建設を中止し、再生可能な自然エネルギーを利用した発電所を建設すべきである。また一歩譲ってこの天然ガス発電所をどうしても建設するならば、この発電所のCO₂排出量と同じCO₂排出量を有する石炭火力発電所を廃止し、CO₂の総排出量を増やさないこと。この場合総発電量は増加してもCO₂の排出は増加しない。	二酸化炭素の排出抑制は、地球温暖化対策の重要なテーマであり、国レベル、地球レベルで取り組む課題と考えます。 当発電所では、他の化石燃料に比べ二酸化炭素排出量の少ない天然ガスを使用し、発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式を採用しますので、発電量当りの二酸化炭素排出量は、石炭火力発電所の約半分に低減されております。 天然ガスコンバインドサイクル発電は、政府が定めた「地球温暖化対策推進大綱」の「エネルギー供給面の二酸化炭素削減対策の推進」に係る「燃料転換等」に整合するものと考えており、我国及び首都圏の電力需要の増加に対応するためには、当発電所のように発電量当りの二酸化炭素排出量の少ない発電所の新設が必要であり、長期にわたって発電量当りの二酸化炭素排出量の少ない電力を安定供給することが重要であると考えています。
(2) 神奈川県庁における炭酸ガスの濃度は、10年前を比べ日平均値の最高値で476ppmから484ppm（各3ヵ年平均）へと上昇している。この温暖化をもたらす、市内の二酸化炭素排出量の約8割は産業部門から排出されており、これに214万tが負荷される事は重大である。企業の社会的責任により、抜本的に低減すべきである。	

5. その他

意見の概要	当社の見解
(1) これまで発生源企業の負担で設置した発生源監視測定データは公開されていないので監視していないのと同然である。よって、発電所の煙突に設置する窒素酸化物測定器のデータは公表すべきである。	煙突出口に設置するNOx測定器において常時監視したデータについて、具体的な公開内容や公開手段は、ホームページなどの開設も視野に入れ今後検討します。
(2) 総合評価として「実行可能な範囲内で環境影響を回避または低減しており、国及び地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の達成の維持に支障を及ぼすものではなく、本発電設備設置計画は適正であると評価する」とされている。 ① 元来、環境影響評価は同法第11条第3項にあるように、環境基本法第14条各号に掲げる事項の確保を目的に実施されるものである。「環境影響を回避または低減」を言うのであれば、何よりも生物・動植物だけでなく人間の生命と健康が守られなければならない。調査項目には「人間の生命と健康」はなく、評価から完全に排除されている。これは、法律の環境要素の区分として、あるかどうかの問題ではない。 ② 「地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の達成の維持に支障を及ぼすものではなく」についてであるが、準備書も認めているように川崎市を含む自治体の測定結果によると、多くの地点ですでに環境基準が超えてしまっている。いわんや、環境目標値については全く達成できていない。また、仮に川崎市の環境保全審議会答申（02年3月）にあるように、将来環境基準が達成できる見込みになっているとしても、本建設計画は予定されていなかったためであるから、これが稼働した場合環境基準が達成できなくなることは明らかである。このままでは、「環境基準及び環境目標等の達成の維持に支障を及ぼすものではなく」どころか、大いに支障を及ぼすことになる。	① 環境影響評価法第11条第3項の趣旨を踏まえ経済産業省が「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」を定めています。よって、当社の環境影響評価におきましては、環境影響評価法及び同省令に基づき、調査、予測及び評価を実施しました。 ② 当社が事業を実施するに当たり、環境基準が達成されていない地域があることを認識し、二酸化窒素の排出抑制対策として、天然ガスを燃料としたコンバインドサイクル発電方式の採用、低NOx燃焼器の採用、乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置の採用を計画しております。 これらの対策を基に二酸化窒素に係る年平均値予測を実施した結果、一般環境大気測定局34局中5局において環境基準の年平均相当値を超えているものの、発電所の将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.1%以下であることから、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと考えております。
(3) 公害・環境対策に取り組む、企業の姿勢を評価する一助として、環境憲章あるいはこれに類似したものを策定していたら公表されたい。	経営方針に基づき環境方針を策定していく考えです。具体的な公表手段については、今後検討します。